第三条第二項第一号を次のように改める。

一　次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ　法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、次のいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次号イ及び第七条第一号において同じ。）並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合における当該対内直接投資等を含む。）

(1)　国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある対内直接投資等に係る業種

(2)　我が国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条ｂの規定に基づき留保している対内直接投資等に係る業種

ロ　法第二十六条第二項第九号及び第十号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる対内直接投資等のうち、これらの対内直接投資等に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する上場会社等その他の会社又は特別の法律により設立された法人、当該会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）がイに規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合における対内直接投資等

第三条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ　法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、技術又は情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより法第二十七条第三項第一号イ又はロに掲げる事態を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める技術又は情報を保有する法人に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該保有する法人に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）

ロ　法第二十六条第二項第九号及び第十号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる対内直接投資等のうち、これらの対内直接投資等に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する上場会社等その他の会社又は特別の法律により設立された法人、当該会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）

第三条第四項中「第四条第四項及び第六条の三第二項において」を「以下」に、「第七項及び第十二項」を「第十項及び第十六項」に、「）により」を「第三条の三第二項において同じ。）により」に改め、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第八項から第十一項」を「第十一項から第十四項」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に、「第八項中「前項」とあり、及び第九項中「第七項」とあるのは「第十二項」と、第十項中「第七項」とあるのは「第十二項」を「第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第十六項ただし書」と、第十三項中「第十項の」とあるのは「第十六項の」に、「又は第六号」と、第十一項中「第七項」を「、第六号又は第七号」と、第十四項中「第十項の」に、「次項」を「第十六項の」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「又は第十項」を「若しくは第十項又は第十一項」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第七項の」を「第十項の」に改め、同項第一号中「第七項」を「第十項」に、「者に」を「ものに」に改め、同項第二号中「第七項」を「第十項」に、「べき者」を「べきもの」に、「者が」を「ものが」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　法第二十七条第三項第一号に規定する政令で定めるものは、経済協力開発機構条約（同条約第五条(a)の規定に基づき決定された資本移動の自由化に関する規約に係る部分に限る。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定とする。

第三条第十項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第十項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「対内直接投資等を行つてはならない期間」を「禁止期間（同条第三項に規定する禁止期間をいう。第三条の四第三項において同じ。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「第二十七条第一項」を「第二十七条第一項第五号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　法第二十七条第一項に規定する金額を算定することができるものとして政令で定める行為は、法第二十六条第二項第一号から第四号まで、第七号、第八号（事業の譲受けの対価の金額を算定することができる場合に限る。）及び第九号に掲げる行為並びに前条第二十五項第一号、第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為とする。

6　法第二十七条第一項第一号イに規定する政令で定める行為は、前条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。

7　法第二十七条第一項第一号ハに規定する政令で定める行為は、前条第二十五項第七号及び第八号に掲げる行為とする。

8　法第二十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める行為は、前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為とする。

第三条に次の三項を加える。

19　法第二十七条第十四項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。

一　非居住者等との対内直接投資等に相当するものの委託に係る契約に基づき行われる対内直接投資等に相当するもの

二　非居住者等との契約に基づき外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）による情報収集活動（当該外国政府等が取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。以下同じ。）に協力する義務を負う者が、当該非居住者等の指示に基づき行う対内直接投資等に相当するもの

三　外国の法令その他これに類するものに基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う者が、当該外国政府等の指示に基づき行う対内直接投資等に相当するもの